

**交通事故の被害者と
その家族のために**



宮城県警察

はじめに

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害者やその家族の方にお問い合わせすることは何か
- 事故の加害者はどのような手続で処罰されるのか
- 自動車の保険制度はどのようなものか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものです。
少しでも皆さんのお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談ください

担当者は

警察署 交通課 係
高速道路交通警察隊

氏 名

電 話

です。



～ 目 次 ～

- 1 警察などからの支援について教えてください・・・ 3
～ 支援と連絡の制度 ～
- 2 加害者はどのように処罰されるのですか・・・ 7
～ 捜査開始から処分決定までの流れ ～
- 3 自動車保険などについて教えてください・・・ 13
～ 補償と保険の制度 ～
- 4 援助や救済制度はあるのですか・・・ 16
～ 援助や救済の内容 ～
- 5 警察以外の相談窓口はあるのですか・・・ 18
～ 関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関 ～



1 警察などからの支援について教えてください

警察では、交通事故の被害者やその家族の方を支援するために、警察職員の付添い、情報の提供、相談窓口の設置などを行っています。

指定被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がなく、精神的に動揺されている被害者やその家族の方を支援するために、捜査員とは別に指定された警察職員が、付添いや各種相談の受理などの支援活動を行っています。

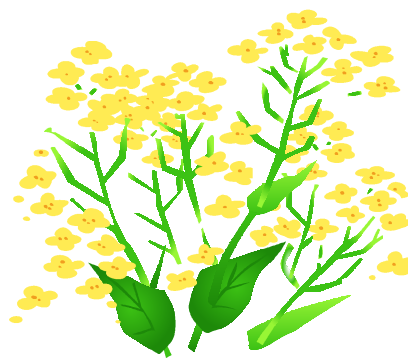
被害者連絡制度

被害者やその家族の方の中には、交通事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の刑事処分はどうなったのかなど、関心を持つ方もおられることと思います。

警察ではこのような関心に応えるために、死亡事故、ひき逃げ事件及び危険運転致死傷などの事件の被害者やその家族の方に対して、事件を担当している捜査員等が次のような情報をお知らせしています。（お知らせする内容が限られる場合があります。）

交通事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名・年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況



交通事故の相手方の刑事処分に関すること

- 加害者の検挙状況
- 勾留された加害者の送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

その他

被害者やその家族の方の中には、交通事故のことを思い出したくないので何も連絡しないでほしいという方もおられると思います。

そのような方は、担当の捜査員にお話してください。

行政処分に関する情報提供

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、運転免許の取消しや停止処分の行政処分が公安委員会により行われます。行政処分（取消し処分と90日以上
の停止処分）がされる前には、公開による「意見聴取」が、処分を受ける加害者
に対して行われます。ただし、「意見の聴取」には、代理人が出席することもありま
すし、加害者も代理人も出席しないときは、「意見の聴取」が行われずに処分が行
われることがあります。

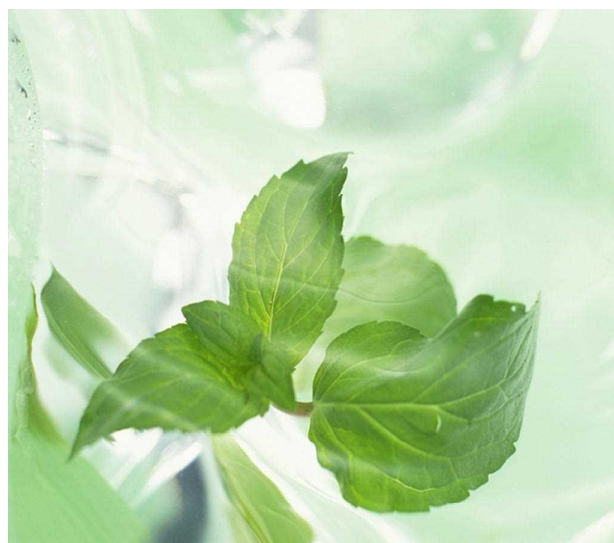
警察では、交通死亡事故の遺族や、交通事故により重度後遺障害を受けた方及び
その家族から行政処分の結果や「意見の聴取」について、問い合わせをいただけれ
ば、次のような情報をお知らせします。

行政処分の内容

加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止別及び停止の
場合にはその日数）

意見の聴取の期日等

「意見の聴取」を行う期日と場所



警察の相談窓口

警察では、専門的な立場から被害者やその家族の方からの相談に乗るなどの支援活動も行っています。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

① 警察総合相談電話(各種の警察相談の受付)

- 宮城県警察相談センター 電話：022-266-9110、
#9110（プッシュ回線電話）

② 交通事故に関する相談窓口

- 宮城県警察本部交通指導課 電話：(代表)022-221-7171
- 最寄りの警察署交通課
- 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室ホームページ
<https://www.npa.go.jp/higaisya/>
を御参照ください。

③ カウンセリングに関する相談窓口

交通事故等により大きな精神的被害を受けた被害者やその家族の方に対して、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などによる相談・カウンセリングを実施しています。

- 宮城県警察本部犯罪被害者支援室
電話：(代表)022-221-7171

警察以外の機関による支援や連絡制度について教えてください

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援員制度

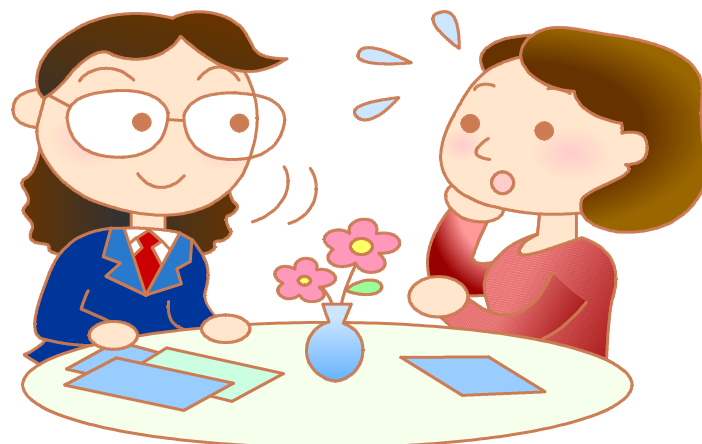
被害者やその家族の方の負担や不安をできるだけ和らげるために、支援に携わる被害者支援員が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者やその家族の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者やその家族の方に対し、希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪が確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、加害者が少年の場合には、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者やその家族に対し、希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。



2 加害者はどのように処罰されるのですか

交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。

捜査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察では、交通事故が発生した場合、次のような捜査を行います。

事情聴取

交通事故にあわれた状況や交通事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。

被害者やその家族の方にとっては、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあると思いますが、事情聴取は交通事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますので御協力をお願いします。



実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、交通事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者やその家族の方には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。

また、交通事故の発生当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。

事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「被疑者」と呼びます。）は、次のような方法により、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といいます。

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致します。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



起 訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「起訴」
- 裁判にかけない場合を「不起訴」

といいます。

また、起訴には

- 公開の裁判を請求する「公判請求」
- 書面審理により罰金や科料を命じる裁判を請求する「略式請求」

等があります（被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。）。

※ 必要がある場合には、検察官が被害者やその家族の方から事情を聞くことがありますので御理解ください。

※ 不起訴となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

公判等

裁判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者やその家族の方には、刑事裁判の中で、証人として公判での証言をしていただくことがあります。

その際、被害者やその家族の方を保護するため、次のことが認められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者やその家族の方が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者やその家族の方の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように配慮されます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。
- 被害者参加制度

自動車運転死傷処罰法（危険運転致死傷、過失運転致死傷等）の被害者やその家族の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

- 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者やその家族の方は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所

に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。

この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者やその家族の方は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者側による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁及び裁判所にお問い合わせください。

また、少年による事件の被害者やその家族の方には、次のような制度があります。

○ 被害者やその家族の方は、審判開始の決定後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。

○ 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。

○ 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転死傷処罰法等（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者やその家族の方は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。

○ 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

○ 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

○ 意見等聴取制度

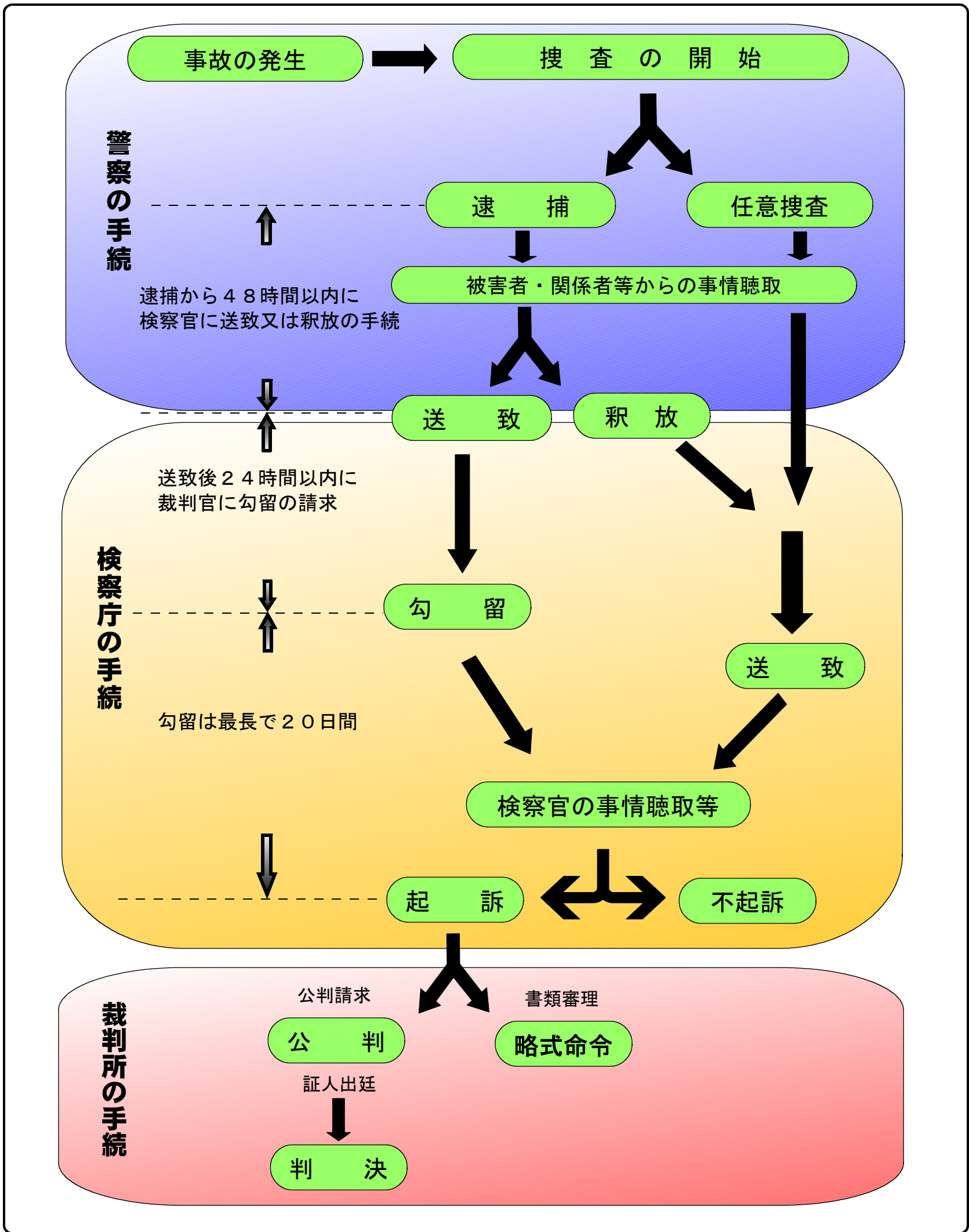
加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者やその家族の方は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

○ 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者やその家族の方の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

刑 事 手 続 の 流 れ 図



3 自動車保険などについて教えてください

交通事故の被害者やその家族の方に対する保障制度は、次のようになっています。

自賠責保険と任意保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険・共済を含む）と任意保険（共済を含む）があり、

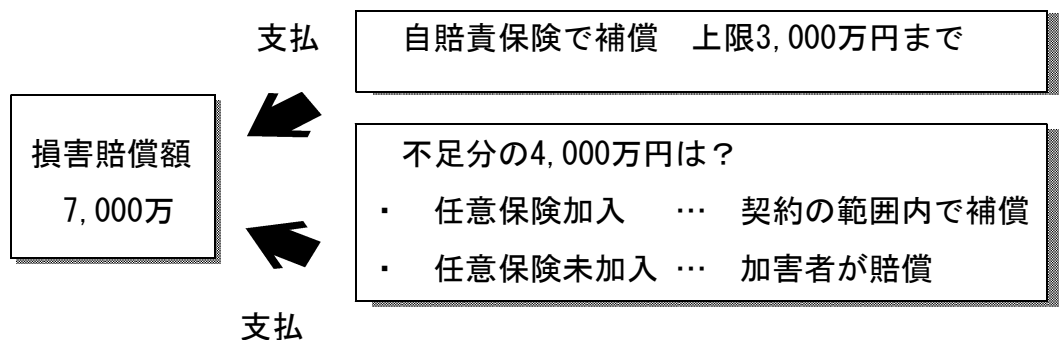
- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入が義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する加入が任意の保険

で、次のようになっています。

自 賠 責 保 険			任 意 保 険						
加入しなければならない(義務)		加 入	任 意						
人身損害のみ		対 象	人身損害と物損						
<table border="1"> <tr> <td>死 亡</td> <td>3, 0 0 0万円</td> </tr> <tr> <td>傷 害</td> <td>1 2 0万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害</td> <td>75万～4, 000万円 (1～14の障害等級による)</td> </tr> </table>		死 亡	3, 0 0 0万円	傷 害	1 2 0万円	後遺障害	75万～4, 000万円 (1～14の障害等級による)	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償
死 亡	3, 0 0 0万円								
傷 害	1 2 0万円								
後遺障害	75万～4, 000万円 (1～14の障害等級による)								

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償(てん補)され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者が加入の人身傷害保険等によりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。



自 賠 責 保 険

1 自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、損害保険会社（組合を含む。）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

(1) 被害者請求

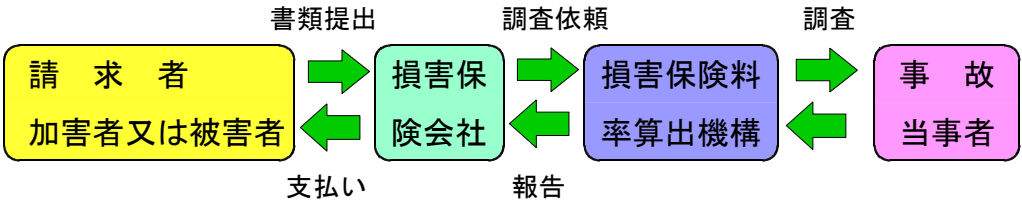
被害者等から直接、事故を起こした自動車が契約を締結している損害保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求できます。

(2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社に対して保険金を請求できます。

なお、総損害額の確定前であっても、被害者は医療機関へ治療費等を支払った都度、加害者は被害者へ賠償した都度、限度額の範囲内で何度でも損害保険会社に対して保険金を請求することができます。

保険請求の流れ



2 仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者やその家族の方が交通事故によって困窮することのないよう、示談が成立する前に当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※ 請求の具体的な手続については、損害保険会社にお問い合わせください。

3 請求できる期間

請求区分	いつから	いつまでに
傷 害	治療を終えた日	事故発生から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日から3年以内

※ 平成22年3月31日以前に発生した事故は、請求できる期間が2年以内です。

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

自賠責保険（共済）請求提出書類一覧表

必要書類	加害者請求			被害者請求				
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	仮渡金	
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
保険金（共済）・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書（控え）など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	◎	◎	◎					
示談書（示談成立の場合）	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明（第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

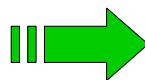
◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。

その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険（共済）

保険金請求の具体的な手続については、損害保険会社によって異なりますので、加入している損害保険会社にお問い合わせ下さい。

被害にあわれた方



保険会社

事故後速やかに連絡

政府保障事業

政府保障事業とは、自動車損害賠償保障法に基づいて自賠責保険（共済）により救済の対象とならない

- ひき逃げ事故（加害者が被害者を死傷させ逃走した事故）
- 無保険事故（加害者が自賠責保険に加入していない事故）

の被害者やその家族の方に対して、健康保険や労災保険等の他の社会保険の給付や損害賠償責任者の支払いによっても損害が残る場合に、政府が加害者に代わって損害相当額をてん補する制度です。

政府保障事業への請求は、損害保険会社で受け付けていますので、詳しくは損害保険会社の窓口にお尋ねください。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者やその家族の方は、加害者本人のほかに、自動車の所有者に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

4 援助や救済制度はあるのですか

交通事故被害者やその家族の方に対する援助・救済制度には、次のものがあります。

1 経済的支援や各種支援・福祉制度

(1) 官公庁が行うもの

名 称	内 容
福 祉 制 度	交通事故により父親（母親）を亡くし母子（父子）家庭となった場合に、児童扶養手当や母子父子福祉資金を貸付する制度があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため困窮している方に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 窓口：都道府県、市区町村、社会福祉協議会
公営住宅への優先入居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅への優先入居ができる制度です。 窓口：都道府県又は市町村の公営住宅管理担当

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

(2) 各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
<p>(独) 自動車事故対策機構 (NASVA : ナスバ) Tel.03-5608-7560 仙台主管支所 Tel.022-204-9902 ※8:30~17:15 (土・日・祝日、年末 年始を除く)</p> <p>交通事故被害者 ホットライン Tel.0570-000738 ※10:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日、年末 年始を除く)</p>	<p>中学卒業までの交通遺児や自動車事故による重度後遺障害者の子弟への生活資金の貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。</p> <p>① 自動車事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺傷害が残った方への介護料給付 ② 自動車事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③ 自動車事故による遷延性意識障害者の治療及び養護を行う療護施設の設置・運営 ④ 交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への生活資金の貸付 ⑤ 介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付</p> <p>ホームページ http://www.nasva.go.jp</p>
<p>(公財) 交通遺児育成基金 Tel.03-5212-4511 フリーダイヤル Tel.0120-16-3611 ※9:00~17:00 (土・日・祝日、年末 年始を除く)</p>	<p>交通事故で父(母)親を亡くした16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金として年4回一定額が支給されます。加入の相談などは、基金事務局で受け付けています。</p> <p>ホームページ http://www.kotsuiji.or.jp</p>
<p>(一財)道路厚生会 Tel.03-6674-1761 ※ 9:30~12:00 13:00~17:00 (土・日・祝日、年末 年始を除く)</p>	<p>東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社の管理する道路で交通事故により死亡された方の遺児で、経済的に修学困難な高校生等に対し、修学資金援助を行っています。</p> <p>ホームページ http://www.douro-kouseikai.org</p>
<p>日本司法支援センター (法テラス) サポートダイヤル Tel.0570-078374 Tel.03-6745-5600 平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00 犯罪被害者 支援ダイヤル Tel.0120-079714 (なくことないよ)</p>	<p>被害者支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。</p> <p>また、日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。</p> <p>ホームページ http://www.houterasu.or.jp</p>

※ 曜日、時間、内容が変更となっている場合があります。
詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

2 税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医療費控除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの。
障害者控除	障害者の方に、27万円（重度の障害がある場合は40万円。以下同じ。）、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方1人につき27万円が控除されるもの。
寡婦(寡夫)控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として27万円の控除額が認められるもの。

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

5 警察以外の相談窓口はあるのですか

警察以外の官公庁や公的機関、その他各種の機関でも、次のような相談窓口の開設やカウンセリングなどの支援活動を行っています。

各種相談窓口

名 称	内 容
検 察 庁 被害者ホットライン	被害相談や事件に対する問い合わせができます。 ◇ 仙台地方検察庁 電話：022-222-6159 (平日9:00~17:00) 全国の地方検察庁の窓口（検察庁ホームページ） http://www.kensatsu.go.jp
保 護 観 察 所	被害者の方からの電話や来庁による相談や問い合わせに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。 ◇ 仙台保護観察所 電話：022-221-1451 全国の保護観察所の所在地等 (更正保護における犯罪被害者等施策のホームページ) http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim03.html

名 称	内 容
法務省 人権擁護機関	<p>人権擁護委員が被害者の人権相談に応じ、人権侵害の疑いのある事案については人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 常設人権相談所 仙台法務局 電話：０２２－２２５－５７６８ ◇ 全国の法務局・地方法務局の常設人権相談窓口 みんなの人権110番 電話：０５７０－００３－１１０ ホームページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html ◇ インターネット人権相談受付窓口 ホームページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
宮城県及び仙台市の交通事故相談所	<p>宮城県では、交通事故による問題で困っている方からの相談を交通事故相談員及び弁護士により無料でお受けしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 宮城県の相談窓口（県庁内及び各地方振興事務所内） 宮城県庁交通事故相談室 電話：（直通）０２２－２１１－２４３２又は２４３３ 大河原合同庁舎１階の県民サービスセンター 電話：（代表）０２２４－５３－３１１１（内線２４０） 大崎合同庁舎２階の県民サービスセンター 電話：（代表）０２２９－９１－０７０１（内線２１０） 栗原合同庁舎１階の県民サービスセンター 電話：（代表）０２２８－２２－２１１１（内線２８７） 登米合同庁舎２階の県民サービスセンター 電話：（代表）０２２０－２２－６１１１（内線２９４） 石巻合同庁舎１階の県民サービスセンター 電話：（代表）０２２５－９５－１４１１（内線３０２０） 気仙沼合同庁舎１階の県民サービスセンター 電話：（直通）０２２６－２４－３１８６ <p>※１ 平日 ８：３０～１６：４５ （土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）</p> <p>※２ 弁護士による法律相談は予約が必要ですので、事前に県庁交通事故相談室又は各県民サービスセンターにお問い合わせください。</p> <p>仙台市でも交通事故に関する相談を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 仙台市の相談窓口 仙台市役所本庁舎１階 交通事故相談所 電話：０２２－２１４－６１５０ 時間：９：００～１２：００ １３：００～１６：００ （土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く） <p>※ それぞれ曜日や時間が異なりますが、仙台市の各区役所にも窓口があります。</p>

名 称	内 容
犯罪被害者等早期 援助団体等	都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体や「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体が警察等関係機関と連携を図りながら、犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談や法廷、病院、警察等への付添い等による被害者やその家族の方の援助などの活動を行っています。 (公社)みやぎ被害者支援センター 電話：(直通) 022-301-7830 火・水・木・金曜日 10:00~16:00
(公財)交通事故紛 争処理センター	交通事故による被害者救済のために、和解の斡旋や法律相談を嘱託弁護士が行っています。 本部は東京に、支部は仙台のほか全国に10か所あります。 ホームページ http://www.jcstad.or.jp 仙台支部 電話：022-263-7231
(公財)日弁連交通 事故相談センター	自動車事故における過失割合や保険金の支払についてのトラブルに関する法律相談、損害賠償の交渉に関する示談のあっ旋、脳損傷による高次脳機能障害に関する相談を無料で受け付けております。 本部は東京に、相談所は全国に156か所あります。 ホームページ http://www.n-tacc.or.jp 仙台相談所 電話：022-223-2383 時間 10:00~12:30 13:30~15:30 (土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く)
損害保険会社の 交通事故相談所	各損害保険会社の本店・支店・営業所内にあります。

※ 曜日、時間、内容が変更となっている場合があります。
詳しいことは関係する機関等にお問い合わせ下さい。

カウンセリング

被害者やその家族の中には、交通事故により強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方を支援するために、電話や面接によるカウンセリングを行う次のような機関がありますので参考にして下さい。

宮城県警察本部犯罪被害者支援室

TEL：(代表) 022-221-7171
月～金 8:30~17:15 (祝日等を除く)

(公社)みやぎ被害者支援センター

TEL：(直通) 022-301-7830
火～金 10:00~16:00 (祝日等を除く)

**交通事故の被害者と
その家族のために**
令和6年版

**編集・発行／宮城県警察本部
交通部交通指導課**